

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	北部クリーンセンター
委 託 業 務 名	分別適合物の再商品化実施業務
委 託 業 務 場 所	大津市伊香立北在地町 他
概 要	本市が収集したガラスびん（無色及び茶色を除く）、プラスチック製容器包装について、指定法人（容器包装リサイクル法第 2 1 条第 1 項にて指定）に再商品化を委託する。
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	プラスチック容器包装 69.30 円/kg 予定委託量 13,200 kg ガラスびん（その他の色） 22.22 円/kg 予定委託量 26,080 kg
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 4 番 1 号 〔名 称〕 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	市は分別収集した容器包装廃棄物を容器包装リサイクル法の基本方針に則り、リサイクルを行う事業者に円滑な引渡しを行うよう求められており、同法で指定法人が指定されている。 ついては、当該事業者は唯一の指定法人であるため随意契約を締結するもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。